

生徒の健康に関する緊急時対応体制

1 平常時の対応

(1) 基本方針

全教職員、保護者、学校医、関係機関等と連携し、当事者としての意識と共通認識を持ち、組織的に対応する。下記事項について共通理解を図る。

- ・保健室での傷病の対応
- ・養護教諭不在時の対応
- ・病院受診の引率時
- ・保護者対応

校内組織体制を整備し、管理職等不在時も含め様々な場面を想定した校内研修を実施するなど、緊急時に適切に対応できるよう平常時から備える。

(2) 校内組織体制

学校保健委員会、給食・アレルギー委員会

(3) 連携体制

- ア 保護者や学校医等と連携し、緊急時に備える。
- イ 関係機関や地域との連携を図る。

(4) 情報共有

- ア 救急時体制の確立（救命活動、傷病対応、AED等の配置把握）
- イ アレルギー疾患のある生徒の把握と対応決定
- ウ 学校生活管理指導表に関する情報共有
- エ 「緊急対応カード」の準備と保管場所の共有
- オ 緊急対応薬品（エピペン等）の保管場所の共有

(5) 校内での取組

- ア 校内研修
- イ 校内危機管理マニュアル作成

2 緊急時対応

(1) 基本方針

- ・生徒の健康に関する緊急時には、全教職員の共通理解のもと連携し、迅速かつ適切な対応をする。
- ・管理職、養護教諭、学級担任が不在の場合においても、役割を分担し確実に対応する。

